

法科大学院生における奨学金等の活用状況

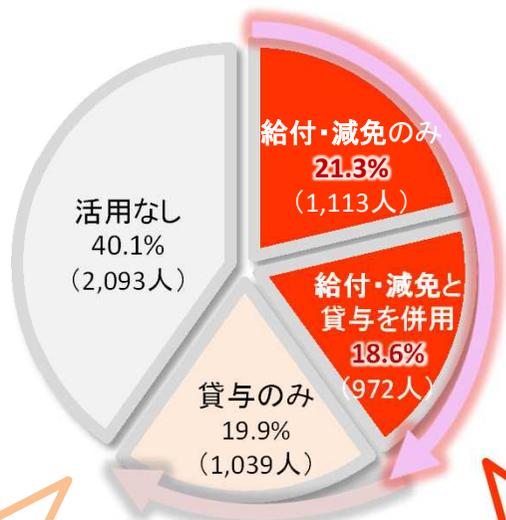
参考資料3
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
(第74回) H28.5.11

- 法科大学院の授業料(年額)は国立で80.4万円、私立で約110.1万円(※1)となっており、こうした経済的負担軽減のため、日本学生支援機構による奨学金に加え、各大学において多様な奨学金・授業料減免制度が設けられている。
- 法科大学院生が活用している経済的支援の約6割は各法科大学院独自の制度によるものとなっている。
- 約4割の法科大学院生が各大学が独自に設けている給付型の支援(※2)を受けている。
- 日本学生支援機構における奨学金のうち、有利子奨学金の場合、貸与月額は法科大学院の場合最大で22万円、その他の学生の場合15万円となっている。

※1 平成28年度入学者選抜を行っている大学の実績を基に試算

※2 給付型の支援…給付型奨学金及び授業料や入学金の減額・免除

法科大学院生における
奨学金等の活用割合(平成27年度)

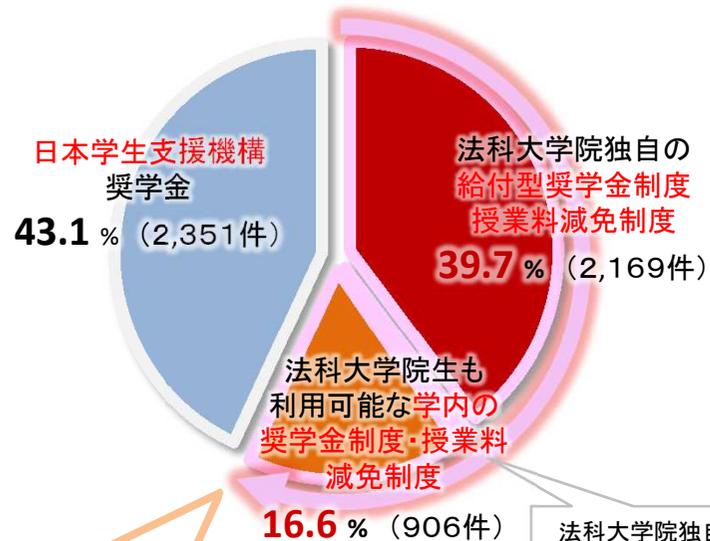


全法科大学院生のうち
経済的支援を受けている者
59.9%(3,124人)

全法科大学院生のうち
給付型の支援を受けている者
40.0%(2,085人)

法科大学院生：5,217人(平成27年度在籍者総数)

法科大学院生が活用している
経済的支援の内訳(平成27年度)



経済的支援のうち
各大学独自の制度の件数
56.3%(3,075人)

法科大学院独自の
貸与型奨学金
0.6%(35件)

総利用件数：5,461人

※ 複数の経済的支援を受けている学生が含まれる

各大学における経済的支援について

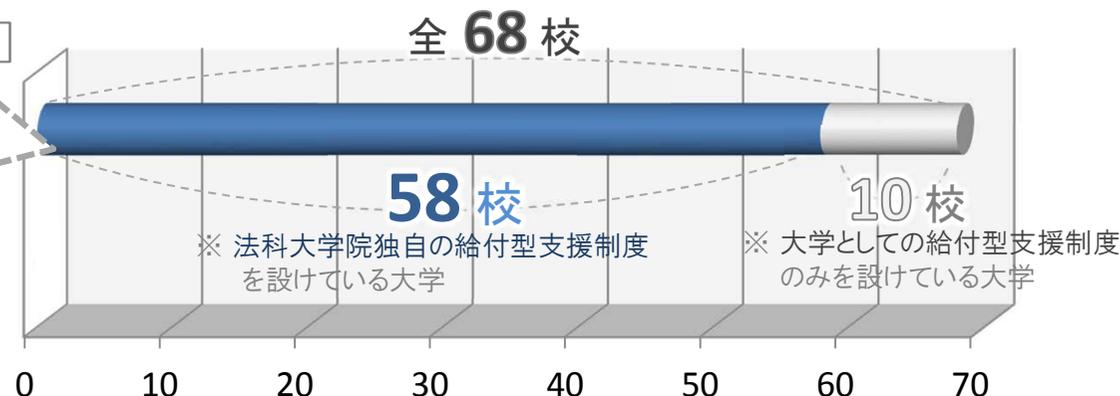
- **大半(85%)の法科大学院が独自の給付型の支援制度**を設けている。
- 大学全体としての制度を含めると、**全ての法科大学院(68校)**において**給付型の支援制度**が設けられている。

※ 給付型の支援… 給付型奨学金及び授業料や入学金の減額・免除

法科大学院独自の経済的支援制度 (58校/68校中)

- うち給付型奨学金を設けている(i) **48校(約71%)**
- うち減免制度を設けている(ii) **21校(約31%)**
- うち貸与型(無利子)制度を設けている 9校(約13%)
- うち貸与型(有利子)制度を設けている 2校(約3%)

※ 複数の経済的支援制度を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は58校とはならない。



(i) 法科大学院独自の給付型奨学金 (48校)

- ・法科大学院全体の約3割にあたる**21校が100万円以上(年間授業料相当額)を給付**する制度を設けている。

100万円以上	21 校
50万円以上100万円未満	30 校
30万円以上 50万円未満	28 校
10万円以上 30万円未満	9 校
10万円未満 (年額)	4 校

※ 複数の給付型奨学金を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は48校とはならない。

(ii) 法科大学院独自の減免制度 (21校)

- ・法科大学院全体の約3割にあたる**18校が授業料全額を減免**する制度を設けている。

入学金	7 校
授業料全額	18 校
授業料半額(半期分含む)	10 校
授業料半額以下	4 校
その他(施設費のみ等)	5 校

※ 複数の減免制度を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は21校とはならない。

日本学生支援機構による奨学金

	無利子奨学金	有利子奨学金
学力基準 (大学の推薦による)	成績が特に優れた学生	学修意欲があり、学業を確実に 修了できる見込みがある学生
家計基準 配偶者の収入を含む 本人の収入金額合計 (※)	389万円以下	536万円以下
平均貸与額 (年間)	93万円 月額5・8.8万円から選択	157万円 月額5・8・10・13・15・19・22万円から選択 (19・22万円は法科大学院生のみ)
返還期間	最長20年間 卒業後低収入(給与所得の場合300万円以下)の場合は返還期限を猶予	
貸与人員	<p>法科大学院生 6,960人</p> <p>■ 無利子奨学金のみ貸与 ■ 有利子奨学金のみ貸与 ■ 併用貸与 ■ 貸与なし</p>	
その他	<p>【成績優秀者の返還免除制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸与終了者のうち3割が対象 うち上位1割は全額免除、2割は半額免除 法科大学院生で免除対象となった者：410人 (平成26年度) 	<p>【入学時特別増額貸与奨学金】</p> <p>入学直後の貸与月額に増額可能 (10・20・30・40・50万円から学生が選択)</p>

※「本人の収入」… 定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額

貸与基準を満たす希望者全員に貸与

(平成26年度実績)